台大日本語文研究第 31 期
2016 年 6 月，頁 99-128
2015-09-30 收稿，2016-01-05 通過刊登
DOI: 10.6183/NTUJP.2016.31.98

日本帝國的「外地」地方行政機構與政治統合
--- 領台初期「郡區町村」編制的歷史過程，1895~1897

黃美惠*

摘要

甲午戰爭勝利後，日本獲得第一個殖民地---台灣。在登陸台灣前，明治政府指示總督府之下設置地方官，以施行一般行政，並命令地方官進行地方行政調查報告，以制定適合台灣的人事與行政制度。換言之，明治政府對台灣統治的構想除了禮遇鄉紳的基本方針之外，僅定調於「總督府與地方官的民政體制」，作為統治基盤的地方制度必須等待地方官的地方行政調查結果來制定。地方官制的制定方面，1895 年 6 月 28 日頒布的「地方官假官制」為最早的行政區劃，翌年 4 月發布地方官官制，之後在 1897 年 5 月進行改制，全島成立了「中間機關」辦務署以及街庄制，確立了三級制（縣、廳—辦務署—街庄社）的地方統治體制。辦務署的最大功能在於監督、指導基層行政；街庄制則初步確立了基層行政空間。

本論文著眼於日本領台初期對創建下級行政機關的議論及推展，分析日本帝國於「外地」的「郡區町村」層級地方行政機關的創設經緯。另外，筆者基於史料將領台初期的「辦務署、街庄制」定位於「郡區町村」地方行政系統的編制，以期理解 1920 年地方自治制的「郡制、街庄制」成立之歷史連續性的意義。

關鍵詞：外地；台灣；地方行政；地方制度；辦務署；街庄制；殖民地行政

臺灣大學學術期刊資料庫

* 文化大學日文系助理教授

The Local Administration and its Political Integration of Imperial Japan's "Outer-Territory" Taiwan ---the processes of reorganizing “Gun Ku Cho Son” in Taiwan, 1895~1897

Huang, Mei-Hui*

Abstract

Taiwan became Imperial Japan’s very first colony after the victory of 1895. Before the factual landing in Taiwan, Meiji Government ordered Governor-General of Taiwan to conduct surveys of existing administrative systems in Taiwan before setting up a suitable and appropriate local administration system. In other words, with a preliminary principle of courtesy to local elites, Meiji Government conceived the governance over Taiwan as a modern administration under the rule of the Governor-General, who designed the whole system and assigned its officials. Before establishing a formal local administration system based on the results of the general survey, a decree on “temporary local officials’ orders” of June 28, 1895 was first issued, according to which a “local officials system” was implemented in April 1896. It was not until May 1897 that a total reorganization of the administration system was carried out. A middle government office “Benmusho” and a lower level “Gaisyosei” were created, making the local administration a system of three levels—District, “Benmusho”, and “GaiSyoSha”. The major function of “Benmusho” was to supervise and guide “Gaisyosei”, which formed the basis of the tailor-made local administration of Taiwan.

臺灣大學學術期刊資料庫

* Assistant Professor of Department of Japanese Language and Literature, Chinese Culture University.

This paper focuses on the discussions and establishment of basic local administrative units that Imperial Japan created specifically for the governance of its outer-territory Taiwan, trying to relate later development of local governments to the very initial construction. The government system in 1920 can be traced back to “Gun Ku Cho Son”, the basic units that reflected the framework of “Benmusho” and “Gaisyosei” system.

Keywords: outer-territory,Taiwan,local administration, local administration system, “Benmusho”, “Gaisyosei”, colonial administration

臺灣大學學術期刊資料庫

帝国日本の「外地」地方行政と政治的統合
—台湾領有初期の「郡区町村」編制の歴史的過程をめぐって（1895～1897）

黄美惠*

要旨

帝国日本は下関条約の締結により台湾を領土とし、はじめての植民地を獲得した。台湾に上陸する前に、明治政府は総督府の下に地方官を置き庶政を施すこと、そして地方官が地方行政調査報告をなすことを指示し、そのうえでその調査報告に準拠し、台湾島に適当たる人事と行政制度を制定していこうとするものであった。換言すれば、明治政府の領有直前の台湾地方統治構想は、郷紳礼遇策、総督府と地方官の民政体制といった方針に止まった。統治の基盤とする地方制度の制定は、地方行政調査結果により行われることにした。地方制度の制定については、1895 年 6 月 28 日の「地方仮官制」の発布に伴う最初の「県・庁」行政区の画定が行われ、そして翌年 4 月の地方官官制を経て、1897 年 5 月官制改定で全島にわたって「中間機関」としての辨務署、またその末端機関としての「街庄社」が成立されることによって、三級制（県・庁—辨務署—街庄社）の地方制度が確立された。

本論は台湾領有初期における下級行政機関の議論と展開に着目し、「郡区町村」レベルの地方役所（辨務署—街庄社）の創設経緯の考察を通して、帝国日本の「外地」とされる植民地台湾の地方行政と政治的統合を考える。

キーワード：外地、台湾、地方行政、地方制度、辨務署、街庄制、植民地行政

* 中国文化大学日本語文学科助理教授

臺灣大學學術期刊資料庫

帝国日本の「外地」地方行政と政治的統合
—台湾領有初期の「郡区町村」編制の歴史的過程をめぐって（1895～1897）—

黄美惠

一、はじめに

（一）問題意識と視角

1895年5月8日、日清戦争の講和条約の締結によって日本は清国の212年間の台湾統治を終わらせて初植民地－台湾を獲得した。この台湾領有によって、「日本は資本主義的植民地政策を進める端緒を得たわけで、わが近代内政のいわば外延として植民地行政がこれから始まったのである」[1]という。

従来の地方制度史研究においては、統治初期の台湾地方行政が「統治の空白期」[2]や「地方行政の機能がしていなかった」[3]ことで、あまり評価されてこなかったと考えられる。が、法制学者山田公平は初めて日本帝国の「国民統合・地域統合」という視角をもって、植民地の経済的従属化及び台湾伝統社会の特質に着目し、明治末年—大正にかけて中央集権的台湾地方制度の形成の分析を行った[4]。近年になって「街庄制と保甲制」の実証的な研究や台湾名望家層との関わりを分析する研究がみられる。佐藤正広は、1902年の基隆庁を実例として1903年までの台湾の「街庄制と保甲制」の業務内容を述べ、

臺灣大學學術期刊資料庫

1 大霞会編『内務省史』第一巻、原書房、1971年。
2 1896年民政復帰に至る占領期行政については、檜山幸夫が台湾島内の抗日ゲリラなどによって1896年民政復帰までの台湾統治地方体制が「統治の空白期」であると指摘した。
3 東山京子「台湾総督府文書の目録記述論について」（台湾史研究部会編『台湾の近代と日本』中京大学社会科学研究所、2003年3月）。東山は、1920年の官制大改正をめぐる時期区分に幅広く前・後期を大別し、前期にあたる「県・庁制」は、地方行政機関が総督府の強い監督下におかれ、行政機関には限定的な権限が与えられていただけで、事実上総督府の行政執行機関としての役割を担ったものに過ぎなかったと、「台湾総督府における地方制度の変遷」の一節（429～446頁）で指摘している。
4 山田公平「明治地方自治と植民地（台湾・朝鮮）地方制度の形成」（『名古屋大学法政論集』130号、1990年3月）、276頁。

街庄を対象としたに日本人官吏による巡視報告書をもとに街庄役場運営の実態について観察している[5]。栗原純は、台南の鳳山地方を取り上げ、1897 年末までの台湾総督府による地方行政のありかたについて具体的に検討している。とりわけ、統治者と旧社会の指導層との関係に焦点を当て、地方行政に関する旧慣調査、諸機関を再編しつつ日本の行政組織に取り込むことを追究している。栗原によれば、総督府の地方行政は「その支配を地域社会に浸透させるために、清代以来の社会的指導層を下級行政機関として包摂」[6]することで、既存の指導層との相互「共生」関係を具している。岡本真希子は領台初期にける台南地域の地方行政機関と、下級行政補助的機関に関わった台湾人名望家層の動向に注目した。日本人官僚により構成される台南民政支部・安平民政出張所などの地方行政機関は、台湾人名望家の取り込みを試み台湾人事務取扱委員や保安局などの組織を支配機構の補助的存在として創出したという経緯が明らかになった[7]。

このように草創期における地方行政の末端に位置した「街庄制と保甲制」と既存の指導層との相互関係が明らかにされている。但し、1897 年に新設された中間行政機関 - 「辨務署」のことは未だ十分に解明されていない。

これまであまり取り上げられてこなかった初期の中間行政機関を取り上げたのは、単に解明が不十分であるという消極的な理由ではなく、日本近代内政の外延として植民地行政が創出されるということで、日本近代地方制度史においても外地における「郡区町村」編制に関わる研究テーマとして、積極的な意義を有するものと認めるからである。そこで、筆者は植民地台湾地方制度の研究は日本帝国の「国民統合・地域統合」であるという山田公平が提示した視角に

臺灣大學學術期刊資料庫

---

5 佐藤正広「日本統治初期における総督府の地方行政システムの形成－街庄および保甲の制度と実態－」(『淡江史学』第 24 号、2012 年 9 月)。

6 栗原純「日本統治初期における台湾総督府の地方行政 - 台湾南部、鳳山地方を中心として」(国史館台湾文献館編『第六屆台湾総督府档案学術研討会論文集』国史館台湾文献館、2008 年 11 月)、119 頁。

7 岡本真希子「植民地地方行政の開始と台湾人名望家層 - 統治体制転換期の台南地域社会」(同志社大学人文科学研究所『社会科学』41(4) 、2012 年 2 月)。

基づき、山田研究に欠如している実証的研究を行いたいと思う。

（二）研究課題

筆者の関心は、日本による統治初期の台湾において、地方行政機関が、いかにして「国家権力による地域の再編成」されていったかを、検討することにある。その際、台湾の現地社会に存在した「堡」「街庄」「保甲」などの旧組織の再編と、日本の「郡区町村」の地方行政システムとの関連性に着目し、日本領有前の台湾地方行政機構との断絶と連続には、特に注意を払う必要がある。

台湾領有後から翌年4月の民政復帰までの間に、台湾統治体制は軍政組織の改編を行ったが、民政が維持できた地方行政機関は台北県と澎湖庁のみであった。それゆえに、民政の一貫性、また政治上及び経済上の重要性を考慮して、筆者は台北県を事例として地方行政草創期を考察する。主なる史料は『台湾総督府公文類纂』、『台湾総督府警察沿革誌』、『台北庁誌』である。

本論では、台北県の地方行政を事例として、時間軸に沿って県庁と住民の間に置かれる「仲介」や「中間」機関とみる保良局の廃止により堡務署設置を経て辦務署設置に至る連動をめぐって、総合的に考察する。さらに前述した帝国日本の「内政の外延として植民地行政」の編制において、辦務署設置の制度上の位置づけを確認していくことにしたい。

二、軍政期における台北県管下の地方行政

（一）台北入城と台北県設置

日本領有直前、台北地方には台北府が置かれ、府の下に淡水・新竹・宜蘭の三県及び基隆庁が設置されていた。台北府庁は城内の大稲埕にある[8]。日本が領有してから、台北府は、「地方官仮官制」の規定により旧府を県に、旧県庁を支庁に再編された。

樺山資紀総督の一行は、6月5日に船を基隆港内に進めて上陸し、翌日台湾総督府を基隆旧税関内に設置し、同時に基隆支庁を開庁し

[8] 『台北庁志』（台北、台北庁総務課、1903年4月）、11‐12頁。

臺灣大學學術期刊資料庫

民政事務を取扱いはじめた。これが台湾総督府施政の最初である[9]という。そして、6 月 17 日に台北府旧総兵跡で庶政開始の式典を挙げた。式典の光景について「師団長宮殿下を始とし陸海将校四百名、文武官吏等は百五十余名在し北外人二十余名本島人支那人等無慮六七百名に達」し、「本島人支那人」が旭日旗を掲げて楽を奏して一行を歓迎すると記述されている[10]。その一方、「台北県設置以来八月ニ至ル事務報告」により「当時兵馬倥傯城内ノ荒寥タル官衙ノ破壊セル門内ハ塵芥ニ委シ室内ハ汚穢ヲ極メ、又市街ハ城内ヲ□メ艋舺大稲埕等住民ノ過半離散逃逸シ留ル処ノ民心ハ恟々トシテ疑懼相半バシ呆然為ス処ナキモノヽ如ク満目蕭條トシテ悲惨ノ状自ラ現ハル」[11]とあるように、その頃の台北城内の悲惨な光景も伝われている。その後、各県庁の開庁は日本軍の占領後に順次行われていった。

台北県は「地方官仮官制」を発布する前、6 月 21 日に「庁内分課規定」を制定し、庁員の部署を定め執務を分掌せしめようとした[12]。そして、同月「仮官制」発布の翌 29 日に、すばやく「台北県仮分課規定」を総督府に上申した[13]。「仮分課規定」（全 15 条）によれば、県内に知事官房、内務部及び警察部（第 1 条）を置き、さらに内務部に庶務・財務・民事・土木・殖産・会計の 6 課（第 3 条）、警察部には警務・保安・刑事・監獄及び衛生の 5 課（第 10 条）を置くとした。町村レベル（市街堡庄）の事務は内務部庶務課の管轄となった。また、8 月 17 日には、臨時調査掛[14]が新設された。臨時調査掛の組

臺灣大學學術期刊資料庫

9 『台湾総督府警察沿革誌』第二巻、156 頁。

10 前掲『沿革誌』第二巻、159 頁。台湾に渡った官員、民間人につき、「渡台名簿」（『台湾総督府公文類纂』14 冊）参照。

11 「台北県設置以来八月ニ至ル事務報告」『台湾総督府公文類纂　明治二十八年開府以降軍組織中ニ至ル乙種永久保存書類』第四門文書。この史料は台北県の 6 月 6 日置県以来 8 月に至る事務成績報告書である。「八月六日内訓第二号月次報進達ノ訓示」に基づき、各地方官庁は月ごとに総督府に行政事務報告を送付するよう義務づけられていた。

12 「庁内分課規定」（『台湾総督府公文類纂―明治二十八年開府以降軍組織中ニ至ル乙種永久保存書類』第四門文書、23 冊）。

13 「地方官仮官制」の第 25 条には、「知事ハ各部ニ分課ヲ定メ総督ニ報告スヘシ」とあるため、地方庁内の部課の制定は知事に一任された。

14 『台湾総督府公文類纂―明治二十八年開府以降軍組織中ニ至ル乙種永久保存書類』第四門文書、23 冊 - 2）。

織は、掛長（書記官）、掛次長（参事官）、掛員（官房主任・庶務課長・財務課長・殖産課長）、事務員（通訳官壱名・官房員壱名）、用掛（台湾人若干名）からなる。

さらに、県政の運営のために、「当宿直仮規則」（7月12日施行）、「民事訴訟法取扱規則」（7月31日施行）、「県庁処務仮通則及仝附則」（7月31日施行）など[15]の諸規則が次々と定められていった。8月に台湾が軍政組織に改編された際にも、台北県庁は依然民政組織として運営し続けられたのである。

1896年4月までの台湾の地方制度は「県・支庁」の単級制であった。町村レベルはまだ定まっていないため、「最良なる制度を制定するまでに暫く県知事及び支庁長に任せる」とされた。よって、次節から筆者はこの時期の町村レベルの地方行政機関の編制のありかたを検証することにする。

（二）台北県直轄地と「堡庄事務取扱人規則」

「台北県開庁当時町村事務の状況報告」により、6月下旬に初めての植民地台湾の町村事務に関する規則であった「堡庄事務取扱人規則」を制定した[16]。それの制定過程及び規程の内容をあわせて見ていきたい[17]。

次の文書は、1895年7月2日に台北県知事田中綱常が「市街及堡庄ノ処務、旧来総理ニテ取扱来候処、当分ノ際旧総理ヲ以テ事務取扱人仝補助トナシ」として、「事務取扱仮規則」を別紙添付にし総督に申し出た内容である。該規則は同月4日に決済された。清国の旧制度の総理を事務取扱人に起用する案は7月6日より2ヶ月間を試験時期とした。

明治二十八年七月四日（同日決済）　　主任（印）

総督（花押）

[15] 諸規則の詳しい内容は、前掲『台湾総督府公文類纂』23冊参照。

[16] 「台北県開庁当時町村事務の状況報告」（『沿革誌』第二巻、165頁）、「町村事務」（『台湾総督府公文類纂』23冊－2）。

[17] 「市街及堡庄事務取扱並ニ分課規程」（『台湾総督府公文類纂』54冊－4、明治28年7月4日）

臺灣大學學術期刊資料庫

市街及堡庄事務取扱並ニ分課規程ノ件台北県知事上申

市街及堡庄ノ処務、旧来総理ニテ取扱来候処、当分ノ際旧総理ヲ以テ事務取扱人仝補助トナシ、別紙ニ通内規仮定実施致候間、此段上申候也。

明治二十八年七月二日

台北県知事田中綱常

台湾総督子爵樺山資紀殿

また、下図のように、台北縣には宜蘭、基隆、淡水、新竹の四つの支廳と直轄地[18]という五つの行政区画に分けられていた。該規則の実施範囲は、「事務取扱仮規則」第 1 条により、台北県直轄地の市街及堡庄のみとされた。さらに、設置単位は、「各堡（八堡）ヲ数区ニ分チ毎区左ノ職員ヲ設ク」（第 1 条）とされた。つまり、数街庄を一区にし、事務取扱を一人置き「〇街〇庄事務取扱」と称した。

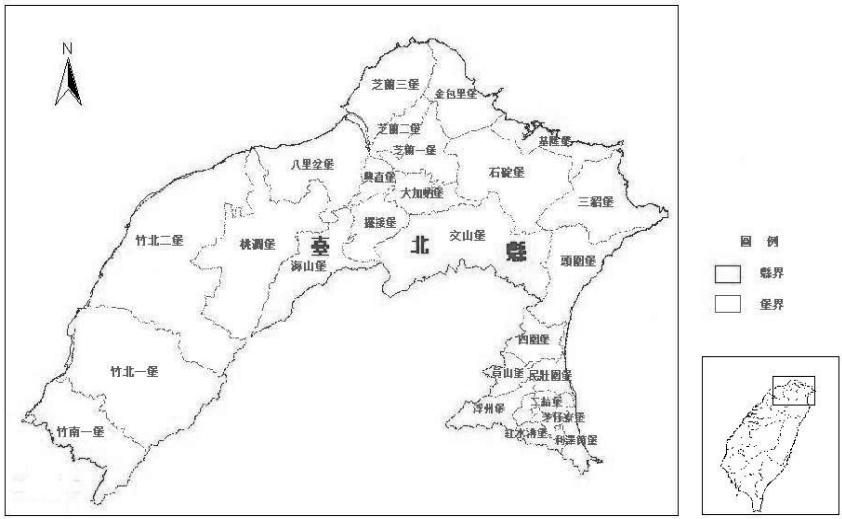
事務取扱人の自宅を事務所に充てて、毎日午前九時～午後四時まで執務に出勤し、随時県庁に出頭する（第 4 条）。具体的な職務内容は、人民に告示の趣旨を伝えること、道路等の衛生清潔、戸籍調査、地租及諸税の整理、人民の願伺書の調印、市街及堡庄の共有財産管理、農工商勧奨、教育奨励などのあらゆる県政の行政補助にわたった。月俸は事務取扱人が十五円以上二十円まで、補助が十円以上十五円までと定められた（第 2 条）が、実際には数街庄に一人の事務取扱人しか設置されず、月の手当ては十円から十二円だったが、補助には八円しか支払われないところもあった[19]。俸給の差は堡の区画やその位置、面積と直轄街庄数の多寡によるであろうと考える。事務取扱人の配置の状況については、8 月 10 日の第一回目の庁員管内巡視の時点で、八直轄堡・388 街庄で事務取扱人及び補助はあわせて計 20 人であった。県庁の事務員通訳官は各堡巡回によって大い

[18] 台北県直轄地は大加蚋堡、興直堡、文山堡、擺街堡、海山堡、桃澗堡、芝蘭一堡、芝蘭二堡という八堡を指す。

[19] 「台北県開庁当時町村事務の状況報告」（『沿革誌』第二巻、165 頁）、「町村事務」（『台湾総督府公文類纂』23 冊 - 2）、『台北庁志』17 頁。

臺灣大學學術助成資料庫

に町村事情の処理に裨益を感じたという[20]。



このように、台北県の開庁後の「郡区町村」レベルの地方行政は、清国時代の地方自治行政制度を参酌した。人民の安撫のため、総理・澳甲・地保等の旧制度の堡街庄の吏員を新町村吏員とし、官衙・軍隊の命令を伝えるための事務取扱を行わせ、上意下情疎通の要路に当たらせようとした。さらに台北県知事の上申により、正式に管轄下の市街及び堡庄の事務を整理する役職として「事務取扱人」を置いた。それは「旧時代における総理、澳甲、地保」らを、植民地台湾地方制度の枠内に編入する契機であった。

（三）台北県管下支庁における町村役場

１．淡水支庁

淡水市街地を占領してから７月 19 日支庁開庁まで、滬尾事務所が置かれていた。滬尾の位置は芝蘭三堡と八里岔堡の中間である[21]。

当時『東京日日新聞』の特派員石塚剛毅の手記「台湾通信」シリ

[20] 同前。

[21] 民第九二号「支庁設置之儀ニ付上伸」(『台湾総督府公文書類纂』54 冊‐2、1895 年 7 月 15 日)。

ーズ、7 月 18 日付けの記事において、滬尾事務所は、15 日に「市街を分て三区となし区長を選定することに着手する」、18 日に「土人八名を事務所の委員に任じ辞令を渡せり（姓名略月俸十二円以上十五円以下)」、19 日に「淡水附近三十三ヶ村長へ宛て来る廿四日に来るべき旨の召喚状を発す」とある[22]。

このように、支庁が設けられる前に、滬尾事務所はすでに町村事務に着手していた。特派員石塚の手記では、滬尾街一円を「淡水市」と称していた。また、区長は市区の事務を整理、統轄する役職であり、「市区委員」とも呼ばれた。実際に八名の「土人」（台湾人）を事務所の委員に任じ、辞令が渡された。委員の月俸は、12 円以上 15 円以下であり、県直轄地の事務取扱人[23]とほぼ同様といえた。また、市区委員のほか、淡水近辺 33 か「村長」（旧制度で約首と呼ばれるもの）がいた。おおよそ以上のような市区委員と村長の編成であった。

しかし、7 月 19 日に支庁の開庁にともなって、滬尾事務所は閉鎖された。淡水支庁の管轄範囲は滬尾及び福興街、芝蘭三堡と八里坌堡であった。街庄の数は 30 街、60 庄、人口は 4 万 2 千人であった[24]。8 月 17 日には「淡水支庁分課処務規定」が制定された同時に、当支庁管内の町村行政組織の編成も行われた。支庁の行政補助として、1 名の総理、そして四十余名の約首が任命された[25]。そして、9 月に「滬尾街宋家祥ナル者ヲ擢テ芝蘭三堡ノ総理トナシ、各庄ヨリ約首一名ツヽ」[26]が選出された。総理とは管轄区で各庄の長たる約首を指揮監督し、堡・庄事務を統括したものである。

臺灣大學學術助刊資料庫

---

[22] 特派員石塚剛毅手記「臺灣通信（第十二信の続き)」(『東京日日新聞』M28 年 7 月 18 日)

[23] 事務取扱人規則により 15 円以上 20 円以下ですが、所によって 10 円以上 12 円以下の状況もある。

[24] 滬尾生「淡水彙報」(『日本』明治 29 年 3 月 19 日新聞記事)。

[25] 「九月九日大久保利武支庁長の報告文」(『沿革誌』第二巻 164 頁)。

[26] 前掲『台北庁志』18 頁。淡水支庁の八里坌堡は 1896 年に各庄より約首を選定した。

続いて、11 月に「滬尾総理事務所規則」[27]を定めた。滬尾総理事務所は、「行政ノ機関トシテ当分ノ内之ヲ設クルモノ」（第 1 条）で、芝蘭三保一円を管轄する。事務所では「総理一名・地保二名・書記一名・局丁五名ヲ置キ台湾住民ヲ以テ組織」（第 2 条）する。総理は「支廳長之ヲ選任シ、支廳ノ指揮ヲ受ケ地保以下ノ所員ヲ統轄」（第 3 条）する。地保以下は「総理ノ選択ニ任シ、其事務ヲ取扱フ」（第 4 条）ものである。総理事務所の職務（第 5 条）は「法律命令ノ趣旨ヲ人民ニ貫徹セシムルコト」、「人民相互間ノ紛情ヲ勧解スルコト」、「行倒死体取片付ノコト」、「清潔法ノ施行」、「農商工業及物産ニ関スル取調」、「教育ノ奨励」、「管轄区内約首ノ取締」、「行政上の視察」とする。総理事務所に要する支出金の項目には、「総理月給 12 円以上 25 円以下」、「地保二人月給各 6 円」、「書記一人月給 5 円」、「局丁五人各 3 円」、「諸雑費一ヶ月分 10 円」と記され、「但書記以下ノ費額ハ総理ノ処弁ニ任」する。

このように淡水支庁の町村事務の特徴は、①職員の呼称が旧制度を引き継いでいる。また「管轄区内約首ノ取締」のような職務も旧制度の郷治組織を利用していること、②町村行政の仕組みについて、市街の場合は、「支庁 - 市区委員（区長） - 人民」、堡庄の場合は、「支庁 - 堡総理 - 約首 - 人民」という体制をとっている。総理（堡ノ長）は台北県直轄地の事務取扱人と類似のものだが、一般行政補助のほか、その下に旧来の約首（村長・村吏員）を取締る役目も負わせられた。

2. 基隆支庁

次の文書は、1895 年 10 月 15 日に伊集院兼良支庁長が総督府に提出した管内景況の報告書である。

> 当廳管下四堡ノ内、金包里、石碇、基隆ノ三堡ハ民心平穏ニシテ、各堵ニ安シ、毎堡一人ノ総理取扱ヲ命シ、戸籍衛生等ノ事務ニ当ラシムルト雖トモ、独リ三貂ノ一堡ハ土匪出没シ或ハ富

[27] 「淡水支庁行政事務及管内概況報告」（『公文類纂』25 冊、明治 28 年 12 月分第六回機密報告書）。

臺灣大學學術期刊資料庫

家ヲ襲ヒテ財産ヲ掠奪シ、或ハ旅客ヲ脅ス等アリテ行政ノ命令ヲ執行シ難キヲ以テ、未タ総理ヲ選定スルノ運ヒニ至ラサリシモ鉱山規則官租徴収施行等総理ノ必要目前ニ迫リシヲ以テ、当管下警部巡査ノ到着ヲ待テ直ニ該地ニ巡査ヲ駐在セシメ土匪ノ鎮定ト共ニ、目下行政機関ノ一ナル総理ヲ選定シ行政上ノ命令ヲ施行スルノ計画ナリ[28]　（傍点は筆者）

原則上、堡ごとに一人の「総理取扱」が任命された。しかし、三貂堡はまだ治安不穏の地区で、行政命令の執行が難しいため、未だ総理を選定していないという。しかし鉱山規則、官租徴収施行などを前にして総理の必要が生じた。そのため、支庁管下警部巡査の到着を待って直ちに該地に巡査を駐在せしめ、「土匪」の鎮定とともに、目下行政機関の一つなる総理を選定し行政命令を施行することを計る、という。

また、市街地においては、7 月に 14 区を分け、長を置いた。10 月 7 日には 1 区を増やし、15 区となった。『総督府公文類纂』により総理の氏名、基隆市街長とその区画、戸数、男女人口を表一にまとめた。

臺灣大學學術期刊資料庫

表一　基隆市街長及び区画

総理：陳文貴

基隆市街長　(1896/1)

街名	1895/7 (14 街)	1895/10/7 (15 街)	戸数	男	女	計
媽祖宮口	張金發	再任	56	370	158	528
新店街	謝七	再任	206	580	373	953
崁仔店	何牛	再任	66	214	131	345
暗街仔街	何月在	再任	30	133	21	154
福德街	黃發	再任	39	174	55	229
新興街	劉溪水	再任	53	324	100	424

[28] 伊集院兼良支庁長「基隆支廳開廳以來九月ニ至ル事務報告」(『台湾総督府公文類纂』23 冊 - 5、明治 28 年 10 月 15 日)

玉田街	陳懷德	再任	276	834	469	1303
草店尾街	范元成	再任	116	241	179	420
石牌街	賴火倫	林江(新任)	72	273	98	371
後井仔街	陳三益	再任	153	436	270	706
哨船頭街	李榮欽	呉徳(新任)	141	660	200	860
鼻仔頭街	蔡瑞昌	魏荷歓(新任)	83	353	129	482
曾仔寮	雷振作	再任	97	292	160	452
和興頭街	×	朱廷燦(新任)	174	557	324	881
二重橋街	何長福	再任	138	413	187	600
合計			1700	5854	2854	8708

出所）『公文類纂』23 冊-4、7、8 (1896 年 1 月基隆 15 街の戸数人口）

3. 宜蘭支庁

1895 年 12 月 13 日に、河野圭一郎宜蘭支庁長が「役場設置ノ儀」[29]をもって、牧朴真民政局長代理内務部長に上申した。河野宜蘭支庁長は、各堡社に役場を開設し上意下達を実行するために、旧来の総理を一時的に事務取扱人に採用するとした。また、補助役をして事務を補佐させることで、円滑な事務処理が行えるとした。表二を見ると、各堡・社に事務取扱人 1 名、補助数名の有給職が設けられたことがわかる。手当として事務取扱人は一ヶ月拾円以上拾五円迄で、補助は一ヶ月七円以上拾円迄での支給範囲である。職務は、「諸般ノ諭告等遍ク人民ニ懇諭シ実行ヲ計ル事」、「衛生法ヲ励行シ道路溝渠ヲ清潔ニスル事」、「人民ノ願伺書ニ調印ヲナサシムル事」、「農工商ヲ勧奨セシムル事」、「学校ヲ建設シ教育奨励スル事」である。また、事務所は事務取扱人の自宅に充てさせる。事務取扱人は毎火曜日には支庁に出頭する。

（四）まとめ

以上、1895 年 6 月から翌年 3 月末にかけての台北県の直轄地及び管下の三つの支庁（淡水・基隆・宜蘭）の地方行政機関のありかたを見てきた。町村役場の設置には、県知事、支庁長により町村役場

[29]「宜蘭支庁管内ノ堡社ニ事務取扱人及補助設置ノ件」(『台湾総督府公文類纂』14 冊、明治 28 年 12 月 13 日)。

臺灣大學歷史系期刊資料庫

の設置を総督に上申してその関連規則が定められることがわかった。また場所によって事務取扱人または総理、総理取扱といった町村吏員を置くことになった。そこで、草創期の台湾地方行政システムは、「県庁－事務取扱人（総理）事務所‐住民」との仕組みをなしている。統治者は総理（または事務取扱人）にパイプ役としての機能を期待し、法令伝達、人民の願伺書の調印、衛生法、農工商および教育奨励、物産調査、戸口調査などの一般行政を補助させた。

表二　宜蘭支廳管内の役場事務取扱人及補助員数

（1895-1896 年調査）

役場名	事務取扱	補助	街庄数		戸数		人口数		
			街	庄		1 街庄平均	男	女	計
本城保	1	4	6	＊	2,863	477	5,680	5,889	11,569
民壯圍保	1	1	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊
四圍保	1	1	1	38	1,896	49	6,005	4,200	10,205
員山保	1	1	＊	31	2,156	69	6,207	4,350	10,557
茅仔藝保	1	1	＊	8	542	67	1,493	1,077	2,570
清水溝保	1	1	＊	8	446	56	1,422	1,125	2,547
紅水溝堡	1	1	1	22	1,267	55	3,443	2,624	6,067
二結保	1	1	＊	5	525	105	1,992	1,621	3,613
浮洲保	1	1	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊
利澤簡保	1	2	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊
羅東保	1	2	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊
頭圍保	1	2	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊
熟蕃社	1	1	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊
計	13	19	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊

出所）「宜蘭支廳管内ノ堡庄ニ事務取扱人及補助設置ノ件」（『公文類纂』14 冊、1895 年 12 月 13 日）、「宜蘭支廳管内状況仝支廳長報告」(『公文類纂』23 冊-18、1896 年 6 月 23 日）。「＊」は不明を表す。この文書に「堡」はすべて「保」と記入される。

清国時代の郷村自治は、地方によって名称や定員などが若干違うため、旧制度を踏襲した場合、各地方の行政状況もまた不統一を免れなかった。例えば町村吏員の名称については、台北県の直轄地と宜蘭支庁は事務取扱人とし、淡水支庁は特別に旧制の呼称‐総理を

臺灣大學學術期刊資料庫

踏襲した。また基隆支庁は事務取扱人と総理の名称を総合して総理取扱と呼んだ。また定員については、県・支庁の直轄地の人口数が多いため、数街庄を一区にし、事務取扱を一人置いた。宜蘭・基隆・淡水支庁の場合は、堡ごとに一人の事務取扱が置かれた。

また県庁の下に町村役場の草創は、旧「総理制」を利用し、清末台湾の村落自治体を引き継ごうとし、台湾住民を帝国日本の外地統治体制に包摂していく歴史的な意義を有する。統治者の狙いは旧制度による民心安定の機能を重視したがゆえである。また、さしあたり総督府において下級行政の考案が定まらなかったこともその一因である。

三、「郡役所」にあたる中間行政機関の設置

総督府は、総理らに地方行政制度調査を行わせ、1896 年 4 月の民政復帰とともに「堡務改正」を経て、「郡区町村」レベルの地方制度の整備が進められた。ここでは、「郡役所」にあたる中間行政機関の創出について述べてみたい。

（一）保良局廃止と台北県知事の堡務改正案

前述の町村事務取扱人とは別に、領有直後の一つの自治機関として、保良局が設置された。保良局の研究は檜山幸夫（1976）と松田吉郎（2002）の論文がある。軍政期にあたって 1895 年 8 月 8 日に、台北大稲埕の紳商李春生が保良局の設置願を台北県知事を通じて樺山資紀総督に提出した台北総局の下で各堡を保良分局にふりわけ、分局は合計 30 余ヶ所となった。保良局は台湾紳商の自発的組織で、各局員は台湾人の紳士・商人から選ばれたものである。檜山と松田の研究によれば保良局は「総督府・と一般人民の間のパイプ役」、「匪類」の騒擾を防衛する「治安維持機構」[30]、そして台湾領有初期における「民政・下級行政補助組織」[31]と位置付けられている。しか

[30] 松田吉郎「日本統治初期台湾の保良局について」（『東洋史訪』8 号、2002 年 3 月）26、39 頁。

[31] 檜山幸夫「台湾初期統治の歴史的問題　について―台北保良局設置条件の分析とその日本植民地統治上における意義」（日本大学史学会『史叢』19 号、1976 年）。

臺灣大學學術期刊資料庫

し、1896 年 6 月に廃止されることになった。

保良局廃止の理由について、松田によれば、表向きの理由は「地方安寧による保良局事務の減少」であるが、「芝山巌事件の経緯から言って、総督府は保良局の治安維持機能を疑い、これを廃止して別の治安維持機構を構築したいと考えていたと思われる」[32]とされた。一方、1896 年 4 月の民政復帰と同時に「台湾地方官官制」が発布され、全島各地行政機関の創設および行政の整備が進むにつれて保良局の存続意義も薄くなるし、後に保良局の機能も新しい地方行政のありかたに引き継がれると考える。

それゆえに台北県は 6 月 10 日をもって保良局を全廃して、「事務取扱人なるもの」を設けることになった。事務取扱人は「台北県庁管轄内に 41 人にして旧来総理と称せし者と同資格を有し、内地の町村長の如きものなれと。元来土人等ハ行政機関の如何なるものやを知て之を運転するの才に乏しきより毎月十の日之れを召集し事務の処理法及権限等を教授中なりと」[33]とある。しかし、台北県に選定された事務取扱人が悉く旧総理者であって、その中には前政府時代から非難された不都合な人物も少なくないというような不評が立った[34]。また、「本島人」のなかには、事務取扱人任命について、一般人民よりの推薦若しくは別の方法を以て行われるほうが望ましいと、呼びかけるものもいた[35]。このような事務取扱人の見直しをめぐって、台北県は堡務改正案を進めた。

まずは台北県知事橋口文蔵は保良局廃止を契機として、同年 8 月に「堡務署設置の儀」[36]という上申書により、「本縣直隷管内ハ八堡ニシテ之ヲ組分スレハ 406 庄 12 街、而シテ目下事務取扱ノ員数４２人」とするが、「事務取扱ノ人物タル縣民中ノ粋ヲ抜キタル者ニアラスシテ、多クハ才識共ニ乏シク甚シキニ至テハ匪行無頼ノ輩ニシテ

[32] 前掲松田吉郎（2002）「日本統治初期台湾の保良局について」。
[33] 「事務取扱人」（『台湾新報』明治 29 年 7 月 6 日）。
[34] 「事務取扱」（『台湾新報』明治 29 年 8 月 20 日、漢文）。
[35] 「事務取扱人の世評」（『台湾新報』明治 29 年 8 月 20 日）。
[36] 台北県知事事橋口文蔵「堡務署設置之儀」（『台湾総督府公文類纂』4498 冊-49、明治 29 年 8 月 5 日）。

臺灣大學學術期刊資料庫

此職ヲ奉スルモノアリ」とのことで、「儒学紳士等ハ此輩ニ歯スルヲ愧チ、事務取扱ヲ命セントスルモ往々之ヲ嫌忌スルノ傾ナキ能ハス、是舊政府時代ヨリ多年習慣ノ然ラシムル所ニシテ本縣其人選ヲ誤リタルニ非ス」、また「事務取扱ハ縣廳ニ直隷スルモ彼等ノ知事ニ於ケル尊卑甚タ懸隔シ到底上意ヲ宣布シ下情ヲ疎通スルノ機関ト為スニ足ラス」と記されている。橋口は事務取扱人の素質を厳しく批判し、それの選任が県庁の誤り錯誤ではないと弁明した。それと当時に「今ヤ軍政已ニ解ケ民政府ニ張ラレントスルノ盛運ニ際シ宜シク之カ改正ヲ実行シ其機関ノ完全ヲ計画セサル可ラス」との意見も出した。それゆえ、橋口は、事務取扱人制度を改良し、「官民ノ中間ニ一ノ機関ヲ設ケ上下疎通ノ用ニ供スルノ必要ヲ認メ」[37]ることになった。

台北県の堡務改正案の要点をまとめてみると、（1）台北県直隷の八堡のうち、表三の通りに、芝蘭一堡同二堡はひとつの区、興直堡・擺接堡は土地狭小戸口鮮少なるをもってこれを合して一区域となし、大加蚋・桃澗・海山・文山の四堡は各一区域とした。つまり合わせて六区とした（表四参照）。（2）毎区に堡務署を置き、主理一人・副主理一人・書記二名・事務四名を定員とし、主理は内地人、副主理は土人中才学徳望ある者より選択する。また書記一名は内地人其他は土人の吏務に経験ある者より採用し、現今の事務取扱は更に其人を選択し「庄正」の名称を附して主理に隷属して庄内の事務に勤めさせる。かかる堡務署は稍下級行政機関の具備を見るに至る。（3）堡務の行政費について、半分は政府の支弁とし残り半分は人民の負担とする。すなわち主理以下書記の俸給は官よりこれを支給し、事務以下庄正及び堡務署一切の費用は人民に賦課するものとする（表五参照）。（4）堡主理・庄正を置くとともに「参事公会」を設ける。「参事公会」は地方財産家もしくは読書人等の民望ある者から公選され、堡内人民を代表し、堡政の可否もしくは堡務上重要の事を議し堡庄費徴収決算等を監督する。

37 『台北庁志』（1903 年）、18 頁。

臺灣大學學術期刊資料庫

表三　1896 年台北県直轄八堡戸口表

堡名	人口	戸数
大加蚋堡	77,511	11,547
芝蘭一堡	28,099	5,025
芝蘭二堡	17,571	2,805
興直堡	24,004	4,193
擺接堡	38,148	6,194
桃澗堡	85,935	11,553
海山堡	40,155	5,282
文山堡	36,073	5,478
計	347,496	52,077

出所）『台湾総督府公文類纂』4498 冊-49、1896 年 8 月 5 日）

表四　1896 年 10 月改正後の堡務署区画

区名	区域	町村数	戸数	人口	駐在所
第一区	台北市内大加蚋堡	164	13,702	64,887	本庁内
第二区	芝蘭一堡芝蘭二堡	64	6,434	32,516	士林街
第三区	興直堡・擺接堡	40	8,355	58,557	板橋
第四区	桃澗堡	67	7,705	63,532	桃仔園
第五区	海山堡	11	5,057	32,852	三角湧
第六区	文山堡	117	5,633	26,480	深坑仔
合計		463			

出所）『台湾総督府公文類纂』4498 冊-49、1896 年 8 月 5 日）。第三第四及び第五の三区は調査未だ確実ならさるを以て昨年の調による。

表五　台北県直轄管内各堡主理以下の人員俸給

職名	人員	一人月給(円)	月額総数	年額
主理	6	75～90	495	5,940
副主理	6	25～30	165	1,980
書記	12	15～25	240	2,880
事務	24	10～12	264	3,168
庄正	42	7	294	3,528
計	90		1,458	17,496

出所）『台湾総督府公文類纂』4498 冊-49、1896 年 8 月 5 日）

（二）堡務署設置と位置づけ

橋口県知事の堡務署設置の建言に、総督府はいかなる対応をとったのか。総督府は「本年ハ既ニ年度ノ半ヲ経過シ今ヨリ各堡ニ堡務

臺灣大學學術期刊資料庫

署ノ創置セントスルモ経費ニ影響スル而已ナラス、主理以下ノ選択等咄嗟ノ間ニ辨ス可キニ非ス」[38]としたうえで、「まず大加蚋堡のみに設置することを認可し其成績に依り漸次各堡にも及ぼさんとの方針」[39]に出た。つまり、総督府は堡務署のことを「試験的下級行政機関」[40]として見なしている。また、設置場所に大加蚋堡が選ばれた理由には、総督府の所在地、都市中心部にあたるという立地の優勢をはじめ、人事的関係がもっとも多い[41]ことが考えられる。このような経緯で、台北県では、8 月 15 日に「台北縣大加蚋堡務署職制案」[42]を総督に上申、同月 28 日認可された[43]。また以下の史料からわかるように、大加蚋堡務署を縣廳内に設け、9 月 1 日より事務を開始した。

> 今回台北県庁にてハ下級行政の手始めとして、題号の堡務署を設け本月一日より事務開始をなせり。同署ハ内地に於ける郡区役所の如きものにして、堡務署の下に又庄正を置き、町村長と同じく各庄の事務を取扱ハしむと云ふ。署主理一名奏任待遇とし、七里恭三郎氏任命せられ、副主理劉廷玉（土人、選用知県）書記川上親久、同粘爵音の諸氏及外数名あり。大加蚋堡ハ周囲に二十五里余、東ハ錫口を経て南港に至り、南ハ南港渓を溯りて公館街に達し、西ハ艋舺河の上流を下りて淡水河に出て、東ハ基隆川を以て境界を分つ。庄数三十六、其大小に応じて一庄又は二三庄を合して庄正一名を置き、通じて定員を十名とす[44]
>
> （傍点・下線は筆者）

大加蚋堡務署の組織は、正主理 1 人（内地人）、副主理 1 人（台湾

[38] 「堡務署設置ノ件」（『台湾総督府公文類纂』4498 冊-49、明治 29 年 8 月 15 日）。
[39] 『沿革誌』第二巻、171 頁。
[40] 『沿革誌』第二巻、172 頁。松田吉郎「堡務署について」（兵庫教育大学東洋史研究会『東洋史訪』9 号、2003 年 3 月）」、62 頁。
[41] 『台北庁志』（1903 年）、18 頁。
[42] 「堡務署設置ノ件」（『台湾総督府公文類纂』4498 冊-49、明治 29 年 8 月 15 日）。
[43] 「堡務署設置認可」（『台湾総督府公文類纂』4498 冊-50、明治 29 年 8 月 28 日）。
[44] 「大加蚋堡務署」（『台湾新報』明治 29 年 9 月 5 日）。

臺灣大學學術期刊資料庫

人の中から、才学徳望ある者を選出)、書記 2 人（内地人・台湾人それぞれ 1 名)、事務 4 人を置いた。また正主理は内地人、副主理以下は台湾人をもって之に充てた[45]。「台北縣事務嘱託七里恭三郎ハ正主理[46]を、台北縣事務嘱託劉廷玉は副主理ヲ、台北縣事務嘱託川上親久、粘舜音は大加蚋堡書記ヲ、台北縣事務嘱託黄茂清、蔡石奇は大加蚋堡事務ヲ命セラル」[47]とある。その後漸次事務頻繁に至り、堡務署主理は9月15日に黄傳経を大加蚋堡務署事務に採用する件を台北県知事に上申した。黄傳経は秀才の学位を有し、徳望もあり、堡務署事務に適当なものと認められ、月俸金 10 円で採用とされた[48]。ところで、何故七里恭三郎は堡主理に選定されたか。、『台湾新報』には「「各堡にハ内地の所謂村長と云ふ如きものを設くるの制にて、其筋に於ても成丈け土語通訳をなし得る者を以て其堡長になさん」[49]とあるように、清国に留学したことのある[50]、台北県の通訳官であった七里恭三郎が堡主理になるのは自然である。次に、堡務署の特徴について、筆者は次の五点にまとめてみた。

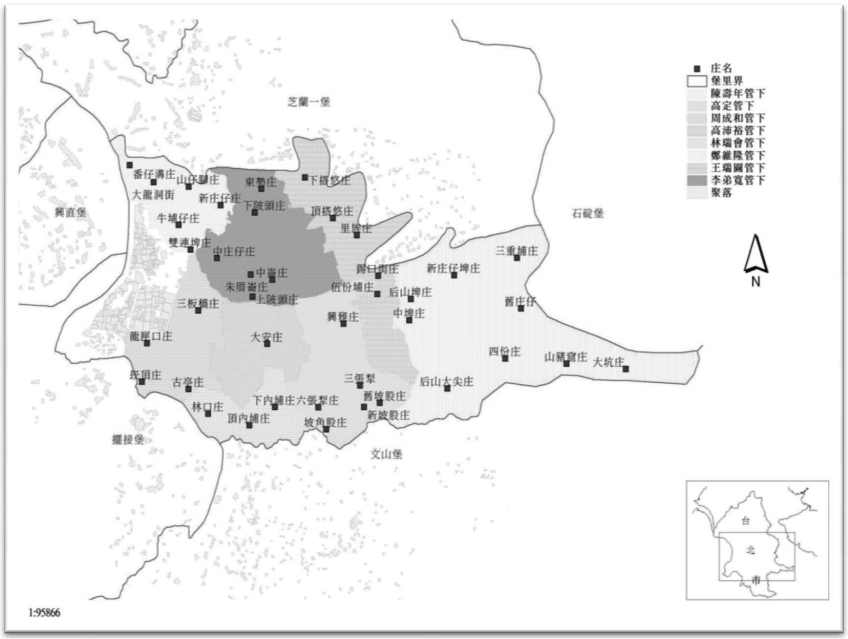
（1）本島人のエリートを地方行政体制に編入すること。副主理劉廷玉は、元保良局の会頭であって学識徳望あるものであった。堡務事務員もまた、秀才のような才徳兼備たるものを採用した。また、「下級行政の事務其緒に就くの暁にハ、各町村に役場を設けて内地と同様の方法となすべく。此際に於ける役場吏員ハ重もに今の国語伝習所官費生の卒業者より選択採用することに愈よ内定したる由」[51]とあるように、下級行政の役場吏員は主に国語伝習所官費生の卒

[45] 前掲松田吉郎「堡務署について」(2003 年)、61 頁。松田によれば、堡務署の職務は、戸口調査・地理民情視察・官租徴収・治安維持・帰順土匪への授産・更生などである。
[46] 10 月 6 日、「事務嘱託加藤重任(台北縣庶務科長)、大加蚋堡務署主理不在中代理ヲ命ス」とある。「堡務署主理代理の任命」(『台湾総督府公文類纂』9260 冊－54、明治 29 年 10 月 6 日)。
[47] 台北縣知事代理より辞令「七里恭三郎を大加蚋堡主理に任命」(『台湾総督府公文類纂』9259 冊－63、明治 29 年 8 月 31 日)。
[48] 台北縣知事代理より辞令下付「堡務署事務任命」(『台湾総督府公文類纂』9260 冊－16、明治 29 年 9 月 16 日)。
[49] 「通訳官を以て堡長に充つ」(『台湾新報』明治 29 年 9 月 1 日)。
[50] 「大加蚋堡務署」(『台湾新報』明治 29 年 9 月 5 日)。
[51] 「町村役場の吏員」(『台湾新報』明治 29 年 8 月 1 日)

臺灣大學學術期刊資料庫

業者より選択採用されたようである。なお、台湾地方行政の近代化においては、副主理以下の職員に多く本島人を採用することによって、本島人の一般行政に参与する機会を増やし近代的地方制度への認識を強化する意義を有した。

【地図：1896 年台北県直轄地大加蚋堡】



備考）地図は『台湾新報』の記事及び堡図を参考にし加工作成したもの。

（２）「堡務署は官制アルニ非ラス、其実本県内務部ノ一部ニシテ、其掌理スル事務モ内地人ニ関セス、専街庄長ヲ監督シ、本土人ニ対シ上意ヲ伝ヘ下情ヲ通シ且民間訴訟ヲ和解セシムル等ニ過キス」52とある。すなわち、堡務署は台北県内務部の一部に属し、県庁と人民との中間に介在する庄内の行政事務を行い、民事訴訟を掌理する「準下級行政機関」であった。内地人は別の中間的組織を設けて、堡務署の管理を受けない。

（３）庄正の設置。庄正については「台北県庁にては、是迄下級行政の機関として大加蚋堡管内（台北城内艋舺大稲埕）に五名、其他

52 『台北庁志』（1903 年）、18 頁。

に五名の事務取扱ありて、法律規則其他布達県令の伝達等をなさしめたりしが、大加蚋堡務署開始と共に廃止せられたり」[53]とされる。大加蚋堡では従前の事務取扱を廃し、街正・庄正を置き、その月俸を 7 円減じ、人員を増やした[54]。街正・庄正は、いわゆる街庄長であり、堡主理に管理された。堡務署主理及び庄正の位置づけは、内地の「郡役所—町村長」のようなものである。9 月 9 日付『台湾新報』の記事によれば

> 大加蚋堡務署にては、台北に於て二名（堡務署書記にて兼ぬる）、其他の地方に於て八名の財産、徳識、名望のある者をして庄正に選用する規定なるが（庄正とハ内地の町村長の如き者）。此程二名丈任命したり。一ハ中侖の李弟寛（秀才）、一は艋舺に黄茂清（堡務署書記秀才にして且英語）なり[55]

とあるように、庄正の選定規則は財産・徳識・名望のある者とされたが、このときは二名が任命された。二人とも秀才の学位を有していた。また堡務署書記黄茂清が庄正を兼任した。下級行政における本島人の人材不足の状況が窺い知れる。

（4）参事公会の設置。これについては「大加蚋堡務署にては、自治的行政機関として各庄正処在の地に公会なるものを設置し、（内地の町村会と同様なるもの）部落々々の公共経済或ハ公共事業等を協議せしむる由」[56]と報じられている。また、「台北にては保良局廃止後、李春生等に依て組織せられたる紳商会なるものを、其儘公会の名義を附し、其事に執掌せしむる筈にて、該公会の幹事は不日開設せらるべき、堡参事会の議員となるの資格を有する者なり(傍点-筆者)」[57]とあるように、保良局廃止後、「紳商会」なるものを、そのまま「紳商公会」の名義を付して、堡務に執掌させた。紳商公会の地方名望家（上層紳商）は「堡参事会」の議員となる資格を有する

---

53 「事務取扱の廃止」(『台湾新報』明治 29 年 9 月 9 日)
54 『台北庁志』(1903 年)、18 頁。
55 「庄正の任命」(『台湾新報』明治 29 年 9 月 9 日)
56 「公会」(『台湾新報』明治 29 年 9 月 9 日)。
57 「公会」(『台湾新報』明治 29 年 9 月 9 日)。

臺灣大學學術期刊資料庫

もので、公会の幹事らを公選するほか、堡内人民を代表して堡政の可否・堡務上の重要事を議論し、堡庄費徴収決算や堡吏を監督した。また別の記事では「不日大加蚋堡務署内に開設せられんとする堡参事会なるものハ各公会の幹事及び庄正を以て組織し、一ヶ月三回召集し主理会長となり。行政上の指示（文明的行政の教授とも批判すべきか否か）、進んでハ百般公共事業の協議等をなす由」[58]ともいわれた。このように、大加蚋堡務署は、堡参事会の監督によって官設自治機関の性質を有した。保良局廃止後、「紳商公会」[59]がその機能を受け継ぎ、堡務署の「堡参事会」に編入されるのである。また、「公会」は「土人自治参政ノ思想」を養成する端緒[60]とされ、日本内地の「町村会」の性質を有した。かくして、堡務署設置は、日本の「町村会」および清末台湾の堡庄自治体を融合する二面性が指摘できよう。また、統治者が戸籍、租税、其他百般の事項調査を行うために、旧来の堡庄自治体（保良局・保甲局・聯甲局・堡街庄総理制）の再編成を行うともいえよう。

（５）基本的に堡務署は台北県における試験的下級行政機関であった。大加蚋堡に初の試行機関を置く理由は、大加蚋堡が大稲埕・艋舺・城内といった重要な市街地を包括する保良総局の所在地で、また該局のおもだった紳士商人が「士商公会」を置いているためである。また台北県庁内の大加蚋堡は「人事関係」の要素が多い。このように、大加蚋堡務署は人事と地縁の面で元保良局の基盤を踏まえていたため、将来の下級行政機関の試験的措置が行われたのである。次いで 10 月に文山堡景尾街に文山堡務署を置き、翌年 2 月に淡水支庁内に芝蘭三堡務署を設けた[61]。基隆支庁にも堡務署設置許可申請が総督府に出された[62]。その結果、基隆支庁管下の三堡[63]に、基隆堡

臺灣大學學術期刊資料庫

58 「堡参事会」（『台湾新報』明治 29 年 9 月 9 日）。
59 「大稲埕艋舺其他ニ士商公会ヲ設ケ士商公会ハ其組織保良局ト粗類似ス」。『台北庁志』（1903 年）、18 頁。
60 『沿革誌』第二巻、171 頁。
61 『台北庁志』（1903 年）、18 頁。
62 「台北縣基隆支廳管内堡務所職制章程及街長庄長職制」（『台湾総督府公文類纂』4498 冊-56、明治 29 年 11 月）。

務署（堡長－隠岐嘉雄、書記―蔡某と内地人）、三貂堡務署（副堡長－呉日春）、石碇堡務署水返脚（副堡長－蘇自民）が置かれた。

（三）総督府の地方行政制度の調査及び中間行政機関創出

1896 年 8 月 20 日付「台湾新報」の記事によれば、

> 地方行政制度は曩きに調査委員の手にて取調居たるが、最早大体の調査を了へて、地方政費（明治三十年度予算）を本年の議会に請求せりと。其施設の法を聞くに、行政の区画にもと山河の形勢に依り、或ハ水利灌漑の組合に依り、又移住の民種に依りて組成せらるゝに干ハらず、漸次文明の行政を布くにハ、土人の行政思想をも耕さゝるべからざるが、故に大体旧制度を参酌し、区画の如きハ人口凡五万を標準として四十余の地方役所を設けなば、差当りて行政の渋滞もなかるべく。尤県の下に支庁を置き更に地方役所を置くべきや、又支庁及地方役所を以て直ちに県の下に属せしむべきやハ、未定の由[64]（下線は筆者）

とある。総督府では 1896 年の半ば地方行政制度の調査結果により、地方行政区画は大体旧制を参酌し、人口凡 5 万を標準として 40 余の「地方役所」を設けるとしたうえ、全島に「七県・四十五地方役所」を置くことを考案していた。そのため、総督府は 1897 年度において地方行政費として八十二万円を帝国議会に要求し、「地方役所」・「街庄社総代人制度」の設置による地方制度の整備を図っていた[65]。しかし、「県の下に支庁を置き更に地方役所を置くべきか」また「支庁及地方役所を以て直ちに県の下に属せしむべきか」、どちらを採るか未定だとのこととしている。

臺灣大學學術期刊資料庫

63 「基隆支庁管下の三堡」（『台湾新報』明治 29 年 11 月 17 日）。
64 「地方行政制度」（『台湾新報』明治 29 年 8 月 20 日）。
65 『沿革誌』第二巻、170 頁。

表六　台北縣辨務署位置区域表　　1896 年 12 月調査時点

廳名	地方役所設置地名	同上管轄区域	東西/南北	街庄社	戸数		人口	
		堡里名	里程	数	戸数	計	人口	計
台北縣	台北城内	大加蚋堡	3.00/2.18	157	11682	11682	78022	78022
	士林街	芝蘭一堡	4.18/3.18	63	5005	7727	27912	44619
		芝蘭二堡	2.00/2.00	45	2722		16707	
	新庄又は其他	興直堡	3.00/1.18	61	3013	9140	20292	57752
		擺接堡	2.18/2.18	61	6127		37460	
	三角湧	海山堡	4.18/6.00	124	6687	6687	40028	40028
	景尾街	文山堡	9.00/5.00	315	6914	6914	46278	46278
	桃仔園　中壢	桃澗堡	5.18/8.00	148	12353	12353	90026	90026
	小計：6	8		974	54503	54503	356725	356725
淡水支廳	滬尾街	芝蘭三堡	5.20/2.18	57	5229	8904	28685	51028
		八里分堡	4.00/4.30	87	3675		22343	
	小計：1	2		144	8904		51028	
基隆支廳	基隆街	基隆堡	4.00/不明	75	3531	3531	17896	17896
	水邊脚	石碇堡	3.10/3.00	89	4822	4822	30904	30904
	頂双渓街	三貂堡	3.18/5.00	39	3702	3702	22126	22126
	金包里	金包里堡	3.00/5.00	105	3260	3260	17300	17300
	小計：4	4		308	15315		88226	
合計	12	14		1426	78722		495979	

出所）『台湾総督府公文類纂』9727-1-0018

臺灣大學學術期刊資料庫

総督府は、1896 年 12 月に台北で初の全島地方官会議を召集し、中間行政機構設置の議論を行った。その結果、県庁と「区」の間に「地方役所」―「堡」役所の設置の必要性を認め、国籍選択期限を見合わせ、1897 年 6 月の発布を見込んで、地方官官制の整備を進めていった。1896 年 12 月調査時点における、台北県「地方役所」の設置については表六で示されたたように、直轄地には 6 箇所、同県の淡水支庁に 1 箇所、基隆支庁には 4 箇所が設置されていた。

さらに 1897 年 5 月の地方官官制改正によって全島に「辨務署」という地方役所が各県下に置かれた。そのため堡役所の試行機関として置かれた堡務署は廃止された。元堡務署主理はその後、辨務署長へ転任する例が見られる[66]。また、旧総理を起用した事務取扱人、

[66] 「県庁任命」(『台湾新報』明治 30 年 7 月 15 日)。「台北県庶務課長加藤重任

そして庄正といった人物をさらに整備して「街庄社長」という名称に統一化した。そして、勅令 157 号、「台湾総督府管内街・庄・社ニ長ヲ置ク」によって、全島の町村事務取扱を「街庄社長」に統一した。街庄社長は「辦務署ノ指揮命令ヲ承ケ、部内ノ行政事務ヲ補助執行」することとされた。要するに、帝国日本は植民地台湾における「郡区町村」レベルの編成において、「辦務署—街庄制」との形を作り上げたのである。

四、帝国日本の内政の外延の植民地行政—むすびにかえて

本論では、1895 年台湾領有から、1897 年辦務署・街庄制の成立まで、台北県と管下支庁を中心に、堡務行政の草創と行政機関の変遷に焦点を当てて、帝国日本の外地である台湾における「郡区町村」編制の歴史的過程を検討してきた。

1897 年に確立した「辦務署—街庄社」体制は、帝国日本が地方制度の基盤に国家権力を伸ばす第一段階と位置付けられる。すなわち、県庁の下の枢要な地、官治行政機関の郡役所に相当する「辦務署」を置き、また「旧堡街庄自治体」との地方秩序のシステムを温存しながら官治行政の補助機関とする「街庄社制」を設置したのである。この「街庄社制」の特質としては、「台湾下級行政機関における日本人の街庄長の任命は先送りされる結果となり、土人（本島人）には、法的に地方行政の代表者とならせ、また地方名望家による地方権力体制を作り始めるということとなった」[67]とされる。内地の区戸長に該当する街庄社長は、地方行政機構の末端的組織として位置づけられていた。

かくして、明治国家の地方制度の外延（附録参照）として、官治的かつ中央集権的な植民地地方制度の確立は、台湾人の実質的「国民」統合へと前進するものであった。

→桃仔園辦務署事務取扱、元大加蚋堡務署主理七里恭三郎→台北辦務署事務取扱、元文山堡保務署主理谷信敬→景美街辦務署事務取扱、台北県嘱托山下雄熊→新庄辦務署事務取扱」とある。

[67] 持地六三郎『台湾殖民政策』1912 年 7 月（台北：南天書局復刻版 1998）。

臺灣大學學術期刊資料庫

参考文献

岡本真希子(2012)「植民地地方行政の開始と台湾人名望家層-統治体制転換期の台南地域社会」『社会科学』41(4)、同志社大学人文科学研究所

栗原純（2008）「日本統治初期における台湾総督府の地方行政-台湾南部、鳳山地方を中心として」『第六届台湾総督府档案学術研討会論文集』国史館台湾文献館

佐藤正広（2012）「日本統治初期における総督府の地方行政システムの形成－街庄および保甲の制度と実態－」『淡江史学』第 24 号

台北庁（1903）『台北庁志』台北庁総務課

台湾総督府警務局（1933）『台湾総督府警察沿革誌』第二巻、南天書局復刻

檜山幸夫（1976）「台湾初期統治の歴史的問題 について―台北保良局設置条件の分析とその日本植民地統治上における意義」『史叢』19 号、日本大学史学会

東山京子(2003)「台湾総督府文書の目録記述論について」『台湾の近代と日本』中京大学社会科学研究所

松田吉郎（2002）「日本統治初期台湾の保良局について」『東洋史訪』8 号、兵庫教育大学東洋史研究会

――――（2003）「堡務署について」『東洋史訪』9 号、兵庫教育大学東洋史研究会

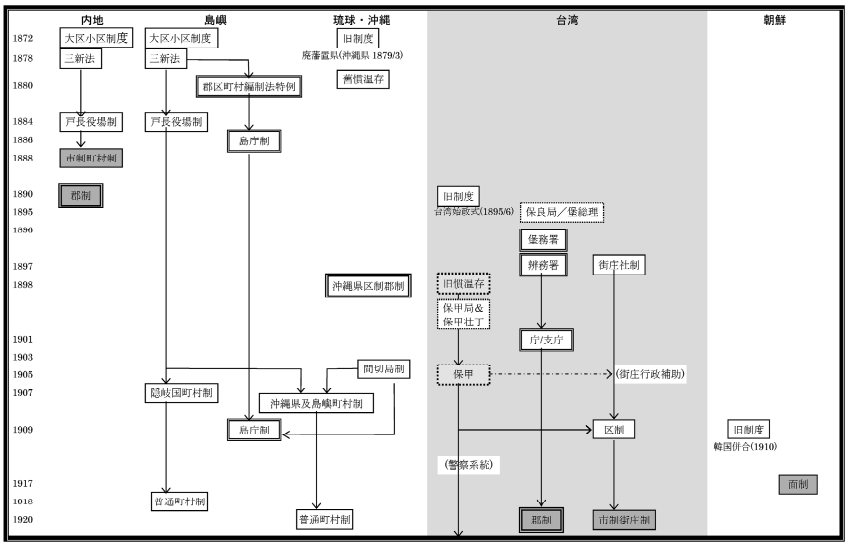
持地六三郎（1912）『台湾殖民政策』富山房

山田公平(1990)「明治地方自治と植民地（台湾・朝鮮）地方制度の形成」『名古屋大学法政論集』130 号

藍奕青（2012）『帝國之守－日治時期臺灣的郡制與地方統治』國史館

臺灣大學學術期刊資料庫

【附録－明治地方自治制及び帝国の地域統合】



備考）内地、島嶼及び沖縄の部分については西敦子(2001)の修士論文の報告レジュメより引用。※帝国の(「非内地」＝外地)植民地台湾と朝鮮の部は筆者作成。（※この表で北海道は略）

郡編成　町村編成

臺灣大學學術